

令和 5 ・ 6 年度

仁淀川町物品・製造、役務の提供

競争入札参加資格審査申請・記載要領

- 1 申請要領 (P2～P5)
- 2 記載要領 (P6～P7)

高知県仁淀川町総務課

＜要領に関する問い合わせ先＞

高知県吾川郡仁淀川町総務課入札契約係

電 話 : 0889-35-0111

F A X : 0889-35-0571

< 申請要領 >

令和 5・6 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に、仁淀川町が発注する物品・製造、役務の提供の一般競争入札及び指名競争入札に参加を希望される者の申請方法等は次のとおりです。

なお、この要領における「審査基準日」は令和 4 年 10 月 1 日です。

1. 申請方法等

- ① 受付方法 郵送・メール便・宅配便・書留等とすること。
(直接手渡しの場合、受付はしますがその場で受付番号は発行しません。受付後に書類のチェックをし、適正な申請書に対しチェックリスト兼登録記載書に台帳登載番号を附し、後日返送することになります。)

- ② 受付期間 令和 5 年 1 月 4 日（水）～ 令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

- ③ 送 付 先 〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地
仁淀川町役場 総務課 入札契約係 電話 0889-35-0111
Fax 0889-35-0571

2. 提出書類

- ・ 提出書類は、A4 判とし、1 部提出してください。（チェックリスト兼登録記載書は 2 部）
- ・ 申請の様式は、仁淀川町様式のみとする。

- ① 令和 5・6 年度仁淀川町競争入札参加資格審査申請書（物品・製造、役務の提供）
(第 1 号様式)
- ② 営業概要書（第 2 号様式）
- ③ 年間委任状（様式適宜又は第 3 号様式）（年間を通じて契約の権限を委任する場合のみ）
○ 1 部提出。
○ 委任期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとすること。

注意 令和 5・6 年度の 2 年間を通して、代表者の落札後の契約権限を営業所に委任する場合は、年間委任状（様式適宜又は第 3 号様式）としてその旨記載し、1 部提出してください。これにより指名競争入札における指名通知又は一般競争入札参加資格確認通知は、代表者ではなく当該年間委任状の受任者あてに送付するとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。

※入札権限のみを委任する場合は、年間委任状での委任は出来ません。（年間委任は入札権限及び契約締結権限も委任する場合に限ります。）

なお、提出いただいた年間委任状は返却しません。（受付印を押して返却することはし

ませんのでご注意ください。)

入札の権限のみの委任については、入札の都度その入札用の委任状が必要な取扱いとします (任意に年間委任状を件成し、活用する (コピーも可) ことは差し支えありません) ので、今回の入札参加資格申請時に提出する必要はありません。

④ 印刷に関する保有設備等申告書 (第4号様式)

○ 営業種目一覧表の中で21の印刷に関して申請がある場合に提出が必要。

⑤ 営業種目一覧表

○ 希望する販売物等の*欄に○をつけてください。

⑥ 商業登記簿謄本または身分証明書

○ 申請者が法人の場合には商業登記簿謄本 (写し可)

○ 個人の場合は代表者の身分証明書 (市町村長の証明・写し可)

※ いずれも証明日が申請日の3ヶ月以内のもの。

⑦ 財務諸表 (審査基準日直前の1事業年度分) 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類等。

⑧ 主たる営業所所在地の納税証明書または完納証明書 (写し可)

証明日が令和4年10月1日以降、発行日から3ヶ月以内のもので、全ての税目について滞納がない旨の記載があるもの。

○ 国 税 (税務署長の証明)

法人: 法人税、消費税及び地方消費税等 <証明者様式その3の3>

個人: 申告所得税、消費税及び地方消費税等 <証明書様式その3の2>

○ 都道府県税 (県税事務所長の証明)

法人: 法人事業税、法人都道府県民税、法人特別税等

個人: 個人事業税、個人都道府県民税等

○ 市町村税 (市町村長の証明)

法人: 法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税等

個人: 代表者個人市町村民税、個人市町村県民税、固定資産税、軽自動車税等

⑨ 所在地を異にする他の営業所に契約の権限を年間委任する場合の納税証明書または完納証明書 (写し可)

証明日が令和4年10月1日以降、発行日から3ヶ月以内のもので、全ての税目について滞納がない旨の記載があるもの。 (上記⑧参照)

⑩ 営業許可書及び認可証

- 営業にあたって取扱いに、許可書及び認可書が必要な場合の写し
(例：医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理、消防設備点検等)

⑪ 令和5・6年度仁淀川町物品・製造等入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼登録記載書

- 2部提出

⑫ 返送用封筒

- 定形封筒に返送先を記載し、切手84円分を貼ったもの。

3. 申請書提出後の記載事項の変更について

申請書を提出した後に、次に掲げる事項について変更があった場合は、変更届を速やかに提出すること。(第9号様式)

- ① 商号又は名称
- ② 代表者名
- ③ 所在地
- ④ 電話番号・FAX 番号
- ⑤ 受任者欄に記載した事項
- ⑥ その他の重要な事項

4. 資格の取消について

申請書提出後に法律上必要な資格を取り消された場合や、故意に記載をしていない、また虚偽の記載が見つかった場合、入札資格を取り消します。(倒産、必要な営業登録の取消等)

5. 組織変更等に伴う再審査、承継手続きについて

合併、営業所の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協業組合を設立した場合等は、随時資格審査を受けることができます。審査には(2)の提出書類を整えていただいてからになります。

存続会社が仁淀川町物品・製造等競争入札参加資格を有しており、合併に伴い商号変更を行う場合は、再審査申請の前に物品・製造等競争入札参加資格変更届けを提出してください。

(1) 審査基準日

合併、事業譲渡、分割等の日の翌日

(2) 提出書類

- ① 仁淀川町競争入札参加資格審査申請書類一式
第1号様式、営業概要書(第2号様式)、営業種目一覧表
- ② 営業に関する登録の証明書の写し
- ③ 合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し
- ④ 合併、会社分割等に係る総会議事録の写し

⑤ 合併、会社分割等後の登記簿謄本

⑥ 合併、会社分割等後の納税証明書（国、都道府県、市区町村）

※ 他の営業所に契約の権限を委任する場合は、その営業所を管轄する県税事務所、区市町村の納税証明書も必要

⑦ 合併、分割等のフロー図

6. その他の再審査について

次に該当することとなった場合は、直ちに仁淀川町総務課管財係へ報告してください。

再審査の申請により、資格の再認定を行います。

（再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。）

① 会社更生法の手続開始の申立てを行った者

② 民事再生法の手続開始の申立てを行った者

③ 特定調停の手続開始の申立てを行った者

（1）審査基準日

受審する日によって異なりますので事前にご連絡ください。

（2）提出書類

・ 仁淀川町競争入札参加資格審査申請書類一式

第1号様式、営業概要書（第2号様式）、営業種目一覧表

・ 手続開始の決定書の写し

・ 貸借対照表及び損益計算書

《 記載要領 》

(1) 令和5・6年度競争入札参加資格審査申請書（物品・製造、役務の提供）

第1号様式

- ・申請者

（申請者）の郵便番号、住所、商号又は名称、電話番号は本社について記入。

- ・代表者職指名又氏名

法人の代表者又は個人事業主の職及び氏名を記入。

- ・記入責任者

申請書の記載事項に関する町からの問い合わせに答えられる方を必ず書いてください。

- ・登録事業所

仁淀川町と取引する事業所を書いてください。申請者と同じ場合でも記入してください。年間を通じて契約の権限を支店や営業所に委任する場合、委任先の住所、事業所名（〇〇支店等）、事業所代表者役職及び指名、電話番号及びFAX番号、また指名通知等送信する際に使用するEメールアドレスを記入。

- ・営業種目

営業種目一覧表の中で、希望する営業種目が1種類の場合に記入。

- ・使用印鑑

使用印鑑は、仁淀川町に提出する契約書等の書類に使用する登録事業所の印鑑を押印してください。法人の場合で、代表者印に商号が刻印されていない場合は社印も押印してください。

第2号様式（営業概要書）

- ・審査基準日

申請月の前月の初日現在の状況を記載してください。

- ・高知県内にある主たる事業所の住所等

高知県内に支店・営業所・出張所等がある場合は必ず記載してください。ただし、複数の事業所がある場合は、主たる事業所のみ記載してください。

- ・申請者が特約店又は代理店となっている会社名

申請者が特約店又は代理店となっている場合は、その会社名をすべて記載してください。

- ・販売（製造）実績高、年間売上高

審査基準日直前2ヵ年間の販売（製造）実績を記載してください。

2ヵ年未満については、直前1ヵ年分を記載してください。

6ヶ月決算の法人については、2期分の合算をもって1ヵ年とします。

- ・営業年数

審査基準日の前日までの営業年数を記載してください。（1年未満は切捨てとする。）「創業」の時期は、個人経営から同じ業種の法人組織に変更した場合は、個人営業開始年月を、個人の方で営業の同一性を失うことなく家族相続を行っている場合は、相続前の創業年月

を記載してください。

- **自己資本金**

法人の場合は、審査基準日直前の事業年度の決算における自己資本金の額（資本金額に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額）、

個人の場合は、次年繰越の純資本の額を記載してください。

- **従業員数**

審査基準日の前日における本店、支店等組織全体の従業員数（アルバイト、パートタイムは除く。）を記載してください。

個人の場合は、事業主も含みます。